

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、越谷都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 越谷都市計画区域の位置等

越谷都市計画区域は、都心から 30km 圏、本県の南東部に位置しています。
また、越谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、越谷市、吉川市及び松伏町の行政区域の全域です。

【3・4・15号 大間野南荻島線】

本路線は、越谷市大字蒲生字西浦を起点とし、越谷市北越谷四丁目に至る約 5,040m、幅員 16m の幹線街路です。

II. 変更の理由

今回の変更は、都市計画道路 3・3・3 号浦和野田線の道路線形の変更に伴い、本路線の終点位置及び計画延長を変更するものです。
併せて、車線数を定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・15号 大間野南荻島線	約 5,000m (約 5,040m)	2 車線 (-)	16m	・延長の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（埼玉県決定）
- ②用途地域（越谷市決定）